

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 告 示

ページ

- 不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体からの告示事項の変更の届出【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】 2

### ◇ 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】 3
- 大規模小売店舗の変更事項の届出（4件）【産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課】 8
- 特定調達契約の落札者の決定【教育委員会事務局学校支援部学事課】 18
- 簡易公募型プロポーザル方式に係る手続の開始【産業経済局農林水産部農林課】 19

北九州市告示第 3 4 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 2 年 8 月 2 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

鉄竜二丁目自治町会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	有吉信明	北九州市八幡西区鉄竜二丁目 5 番 9 号
変更後	牟田典雪	北九州市八幡西区鉄竜二丁目 2 番 1 2 号

3 変更年月日

令和 2 年 4 月 1 2 日

## 北九州市公告第605号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年8月28日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 調達内容

#### (1) 購入品目及び数量

家庭ごみ収集用指定袋 1,030万枚

#### (2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

#### (3) 履行期限 令和3年3月31日

#### (4) 納入場所 市の指示する場所

#### (5) 最初の契約に係る入札公告日 令和元年10月18日

#### (6) 入札方法 総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

#### (7) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

### 2 電子入札に関する事項

#### (1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2(2)に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

#### (2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注

者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

(3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

### 3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 入札を行おうとする購入品目又はこれの同等品について、この公告の日前5年間に、国、地方公共団体等の官公署（外国の官公署を含む。）又は北九州市の外郭団体及びこれと同様の団体からの発注に対し、遅滞なく誠実に納入した実績（納入数量の合計が206万枚以上であるものに限る。）があること。

(4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和2年9月9日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

### 5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 この公告の日から令和2年9月28日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和2年9月9日まで（日曜日及び土曜日を除く。

）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

この公告の日から令和2年9月9日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和2年9月17日から同月25日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月28日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和2年9月25日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和2年9月28日午後2時10分

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
ア 言語 日本語  
イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。  
イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札  
イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札  
ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札  
エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等  
北九州市技術監理局契約部契約課  
〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号  
電話 093-582-2017

## 7 Summary

- (1) Product and Quantity  
Purchase of Clear plastic bag for household garbage  
Quantity: 10,300,000 sheets
- (2) Deadline for the submission of tender  
For tenders via the electronic bidding system :  
2:00p.m., September 28, 2020  
For tenders submitted by mail :

5:00p.m., September 25, 2020

( 3 ) For further information, please contact: Contracts Division,  
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

北九州市公告第607号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和2年8月28日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

小嶺台コミュニティモール

北九州市八幡西区小嶺台一丁目1番40号ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社FUKUSHO

代表取締役 福岡竜太

北九州市八幡西区上の原三丁目5番10号

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(ア) 変更前 建物敷地内平面部 105台

B棟内1階部 18台

計 123台

(イ) 変更後 建物敷地内平面部 96台

B棟内1階部 18台

A棟東側 9台

計 123台

イ 荷さばき施設の位置及び面積

(ア) 変更前 A棟南側 65平方メートル

A棟東側 70平方メートル

C棟北西側 31.5平方メートル

計 166.5平方メートル

(イ) 変更後 A棟西側 24平方メートル

A棟東側 70平方メートル

C棟南西側 21平方メートル

B棟西側 54平方メートル

計 169平方メートル

ウ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(ア) 変更前 A棟南側 21立方メートル

B棟内東側 7.56立方メートル

C棟南側 2.03立方メートル

計 30.59立方メートル

(イ) 変更後 A棟南側 7.2立方メートル

B棟内東側 9.07立方メートル

C棟南側 3.04立方メートル

D棟内北側 11.6立方メートル

計 30.91立方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(ア) 変更前 A棟 24時間

B棟 午前10時から午後10時

C棟 24時間

(イ) 変更後 A棟 午前9時から午後8時まで

B棟 午前10時から午後8時まで

C棟 24時間

D棟 午前10時から午後8時まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(ア) 変更前 建物敷地内平面部 24時間

B棟内1階部 24時間

(イ) 変更後 建物敷地内平面部 24時間

B棟内1階部 午前9時30分から午後8時30分ま

で

A棟東側 午前8時30分から午後8時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

(ア) 変更前 5箇所

(イ) 変更後 6箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(ア) 変更前 A棟南側 午前7時から午後5時まで

A棟東側 午前7時から午後5時まで

C棟北西側 24時間

- (イ) 変更後 A棟西側 午前7時から午後5時まで  
A棟東側 午前7時から午後5時まで  
C棟南西側 24時間  
B棟西側 午前6時から午後8時まで

4 変更する年月日

令和2年8月21日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和2年8月20日

7 縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

- (2) 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号

北九州市八幡西区役所総務企画課

8 縦覧期間

この公告の日から令和2年12月28日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和2年12月28日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名  
(2) 住所又は所在地  
(3) 連絡先電話番号  
(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(5) 意見

北九州市公告第608号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和2年8月28日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ枝光

北九州市八幡東区枝光二丁目1748番地1

2 大規模小売店舗を設置する者

大和情報サービス株式会社

東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

代表取締役 藤田勝幸

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社コスモス薬品

福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

代表取締役 宇野正晃

ほか1者

(2) 変更後

株式会社コスモス薬品

福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

代表取締役 宇野正晃

ほか1者

4 変更の年月日

令和2年2月21日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和 2 年 8 月 2 0 日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 2 年 1 2 月 2 8 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 2 年 1 2 月 2 8 日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- （1） 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- （2） 住所又は所在地
- （3） 連絡先電話番号
- （4） 大規模小売店舗の名称及び所在地
- （5） 意見

北九州市公告第609号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和2年8月28日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ上曽根

北九州市小倉南区上曽根新町10番5号

2 大規模小売店舗を設置する者

みずほ丸紅リース株式会社

東京都千代田区四番町6番地

代表取締役 秋吉 満

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

エムジーリース株式会社

東京都千代田区一ツ橋二丁目1番1号

代表取締役 秋吉 満

(2) 変更後

みずほ丸紅リース株式会社

東京都千代田区四番町6番地

代表取締役 秋吉 満

4 変更の年月日

令和2年5月18日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和2年8月20日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

## 8 縦覧期間

この公告の日から令和 2 年 1 2 月 2 8 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

## 9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 2 年 1 2 月 2 8 日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第610号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和2年8月28日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザいとうづ

北九州市小倉北区上到津三丁目95番2ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

J R九州ビジネスパートナーズ株式会社

福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号

代表取締役 中野量太

芙蓉総合リース株式会社

東京都千代田区麴町五丁目1番地1

代表取締役 辻田泰徳

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

J R九州ビジネスパートナーズ株式会社

福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号

代表取締役 中野量太

芙蓉総合リース株式会社

東京都千代田区三崎町三丁目3番23号

代表取締役 辻田泰徳

変更後

J R九州ビジネスパートナーズ株式会社

福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号

代表取締役 中野量太

芙蓉総合リース株式会社

東京都千代田区麹町五丁目1番地1

代表取締役 辻田泰徳

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社メガネトップ

静岡市葵区伝馬町8番地の6

代表取締役 富澤昌宏

ほか5者

変更後

株式会社メガネトップ

静岡市葵区伝馬町8番地の6

代表取締役 富澤昌宏

ほか5者

4 変更の年月日

(1) 前項第1号 令和2年6月1日

(2) 前項第2号 令和2年6月20日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和2年8月20日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和2年12月28日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和2年12月28日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第 6 1 1 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 2 年 8 月 2 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量  
学校内通信ネットワーク等整備業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市教育委員会事務局学校支援部学事課  
北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
令和 2 年 6 月 1 9 日
- 4 落札者の名称及び住所  
西日本電信電話株式会社北九州支店  
北九州市小倉北区古船場町 5 番 1 2 号
- 5 落札金額  
1 9 億 9, 9 8 0 万円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
令和 2 年 5 月 8 日
- 8 落札方式  
最低価格による。

北九州市公告第612号

次のとおり応募者に資格条件を付与した簡易公募型プロポーザル方式に係る  
手続を開始する。

令和2年8月28日

北九州市長 北 橋 健 治

1 業務概要

- (1) 業務名 市民参加による竹林管理モデル実証業務委託
- (2) 業務内容 放置竹林を解消するための課題として、竹林の管理及び竹の活用を促進していく必要がある。本業務は、竹林の管理から竹の効果的な活用までを一体的に行い、森林の保全に関する啓発に資する総合的な仕組みづくりを図るため、市民団体等にこれらの業務を委託し、継続的な取組について検証することを目的とする。
- (3) 契約期間 契約締結日から令和3年2月26日まで

2 参加資格

参加申込書の提出期限において、次のいずれにも該当しないこと。

- ア 役員等（役員及び従業員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は、暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不当な利益を得る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の活動又は運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に不適切な関係を有していると認められる者
- カ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者

3 受託候補者を選定するための評価基準

- (1) 提案内容評価
  - ア 竹林の管理

- イ 竹林の活用
- ウ 森林保全の啓発
- エ 業務全体

(2) 価格評価

見積価格

4 契約の交渉等

前項の評価基準により選定した受託候補者と、第1項の業務の委託契約締結の交渉を行う。

5 手続等

(1) 担当部局

北九州市産業経済局農林水産部農林課

北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2078

(2) 説明書の交付場所、交付期間及び交付方法

ア 交付場所 前号に同じ。

イ 交付期間 この公告の日から令和2年9月11日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 交付方法 書面により無償で交付する。

なお、郵送又はFAXによる交付は、行わない。

(3) 説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎7階71会議室

イ 日時 令和2年9月4日午前10時

(4) 参加申込書の提出場所、提出期限及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期限 令和2年9月11日正午まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送は、書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(5) 企画提案書の提出場所、提出期限及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期限 令和2年9月18日正午まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送は、書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口 前項第1号に同じ。
- (4) 詳細は、説明書による。